

防衛省における23震災関連工事の発注について

今年度発注いたします23震災関連工事につきましては、次のような発注方法を採用しますので、入札へ参加される建設業者各位におかれましては、本資料と発注事案に係る資料・図書等を良く理解して入札に参加されるようお願いいたします。

1 標準図等活用発注(簡易型)方式での発注です

設計資料及び調査仕様書等(以下「簡易な設計資料等」という。)並びに「数量表」に基づいて入札を行い、契約後、受注者によって施工に必要な設計図書及び数量書を作成し、発注者の審査・承認を得たうえで工事に着手するという方式です。

2 入札にあたっては、「数量表」により積算を行ってください (「数量表」が優先します)

標準図等活用発注(簡易型)方式において、公告時に提示する「簡易な設計資料等」から必要な資材や施工費の項目を読み取ることは困難かと思われるので、「数量表」の内容で入札に臨んでください。

3 発注時の簡易な設計資料等は実際に建設しようとしている事案の簡易な図面等です

公告時に提示している「簡易な設計資料等」は、実際に建設しようとしている施設を簡易にあらわした図面等です。受注者が契約後に当該資料等やユーザとの打ち合わせなどから作成した詳細な設計図書が実際の工事内容になります。

4 施工に必要な設計図書が受注者により作成された後、契約額の精算を行います

施工に必要な設計図書が受注者により作成され、発注者が承認した後に、設計変更により設計図書の確定と原契約額の精算を行い、その後、実際の施工を行うこととなります。

5 受注者が調査、設計図書及び数量調書を作成するために必要な費用は契約額に含まれます

「簡易な設計資料等」の中に調査あるいは設計に必要な諸条件も記載されていますので、その内容を基に調査あるいは設計に必要な経費（当局においては建設コンサルタント会社が調査あるいは設計業務を行うことを基本として積算しています）を必ず入札額に含めてください。

6 現場代理人、主任技術者、監理技術者は施工に必要な設計図書の作成期間中、現場における専任の必要はありません

建設業法で定められている現場代理人、主任技術者、監理技術者は施工に必要な設計図書の作成期間中や工事現場が稼働していない期間中（機器の工場製作のみが行われている期間など）においては、専任の必要はありませんので、他の工事や業務に従事していても問題ありません。

7 当局における予定価格算出のための労務費単価は「平成23年度公共工事設計労務単価」を使用しています

当局における工事費算出に用いる労務費単価は、国土交通省で公表している「平成23年度公共工事設計労務単価」を使用しています。契約し一定期間が経過した後に、賃金水準が不相当となった場合には「建設工事請負契約書」第26条の規定により見直しすることも可能ですので、入札価格は現時点における労務費単価で算出してください。

また、資材においても現時点における物価誌等や資機材メーカーの見積などから適切な価格で算出をお願いします。

上記につきましてご質問がある場合は以下までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

近畿中部防衛局 調達部 調達計画課
荒木、福松
TEL06-6945-4976（内線4232）